

関する件

(第一報)

首報号衝年議既報後、状況左記ノ如クニシテ
未カ解決ノ端老認メテ、ルルニカク、會見日ヲ
追ッテ繁ク其模様亦氣滑ヲ加ヘ悪化ノ徴候ナリ
ト雖引続々最密視察中

一記

一十六日會見顛末

午後一時四十分、嚴禁圍代表安藤宗大、即尾
木三男外五名ハ會見、訪向大畑工務局長吉田
房務深長ト會見、左ノ回答ヲ受ケ、更ニ十八
日午後一時ヨリ再會ヲ約シ、午後四時五十分
辭去ヤリ

回 答

第一系 威心ニテ速ニ實施スベシ

第二系 仍舊其條約勸告ヲ以テ示シテ不得要

領ニ終ル

第三系 第二系同新

第四系 公休日附具ノ件

(一) 一般ノ慣習ニ從ヒ其法會ヲ行フ者ナリ

(二) 父母妻子ノ場合ニ對シテハ年議解決後一ヶ月

以内ニ實施スベシ

(三) 例示ノ上回答スベシ

第五系 年議解決後一ヶ月以内ニ實施スベシ

第六系 第一系中ニ含マル、又ト認ムルカ以テ回

答ノ限リニアラズ

第七系 各方面ヨリ考慮ヲ要スル問題ナルヲ以